

女性の職業選択に資する情報公表(令和7年度実績)
(女性活躍推進法第21条関係)

特定事業主名: 東彼杵町

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.5 %
全職員	86.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	101.2 %
本庁係長相当職	95.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	88.2 %
26～30年	94.4 %
21～25年	92.0 %
16～20年	91.6 %
11～15年	97.6 %
6～10年	93.5 %
1～5年	93.7 %

【説明欄】

次の要因により、男女間における平均給与額の差異が生じています。

- 扶養手当及び住居手当の受給割合について、女性職員よりも男性職員の方が大幅に高いため。
- 勤続年数31年以上の女性職員が1名しかいないため、男女の差が大きくなっている。

※局長・次長、課長相当職及び勤続年数36年以上について、対象職員に女性がいないため比較不可

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
管理地位にある職員	0 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区 分	令和7年度
本庁次長相当職	0 %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	27.3 %
本庁係長相当職	32.3 %

【説明欄】

管理的地位における局長・次長、課長相当職員に女性がいない

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区 分	令和7年度
男性	33.3 %
女性	— %

(1) 会計年度任用職員

区 分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

勤続年数	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	33.3%	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	—	—	—
12月超24月以下	—	—	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

常勤の女性職員、会計年度任用職員は対象者なし

Ⅴ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度
9.9 時間/月